

第8期西尾市障害福祉計画・第4期西尾市障害児福祉計画策定業務に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、第8期西尾市障害福祉計画・第4期西尾市障害児福祉計画策定業務の実施にあたり、プロポーザル方式による最優秀提案者を選定するため、西尾市プロポーザル方式実施要綱第6条に基づき、その手続に必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 第8期西尾市障害福祉計画・第4期西尾市障害児福祉計画策定業務
- (2) 業務内容 「第8期西尾市障害福祉計画・第4期西尾市障害児福祉計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所 西尾市寄住町下田2番地 西尾市役所福祉課
- (5) 契約限度額 5,280千円（消費税及び地方消費税含む。）

3 審査基準及び審査方法

公募型プロポーザル方式による選定とする。

なお、委託先については、西尾市が選任する選定委員をもって企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。

また、応募多数の場合は、事務局による第一次審査を行う場合がある。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）があること。
- (2) 西尾市入札参加資格者名簿（物品等）の大分類「03. 役務の提供等」中分類「07. 調査委託」又は「16. その他の業務委託等」に登録されていること。
- (3) 参加資格申請書の提出日から委託者決定までの間に「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づく入札参加排除措置を受けてないこと。
- (6) 令和3年度から現在までに、国又は地方公共団体において、地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画策定の業務（類似の業務を含む。）の受託実績を有する者であること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、福祉施策等の動向や事例等に精通した者を従事させることができる者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

5 スケジュール

(1) プロポーザル実施の公告	令和8年6月17日(水)
(2) 質問の受付期限	令和8年6月25日(木)
(3) 質問への回答	令和8年6月30日(火)
(4) 参加資格申請書の提出期限	令和8年7月 3日(金)
(5) 参加資格確認通知書の発送	令和8年7月 6日(月)
(6) 企画提案書等の提出期限	令和8年7月10日(金)
(7) プレゼンテーションの実施	令和8年7月15日(水)
(8) 審査結果通知書の発送	令和8年7月17日(金)
(9) 契約の締結	令和8年7月中旬

6 質問の受付及び回答

(1) 質問内容

プロポーザル実施要領に関する説明会は開催しない。ただし、質問を受け付け、回答する。質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期限

令和8年6月25日(木) 午後4時まで

(3) 提出方法

- ・電子メールで行うこと。
- ・件名を「西尾市障害福祉計画等策定業務に関する質問（法人名）」とすること。
なお、電子メール送信後、受付時間中（9:00～16:00、土・日は除く）に、必ず電話にて受信確認をすること。

(4) 提出先（連絡先）

※末尾に記載のとおり

(5) 回 答

令和8年6月30日(火)までに西尾市ホームページにて一括回答する。

7 参加資格申請書の提出

(1) 提出書類

- ・参加資格申請書（様式第1号）
- ・会社概要（任意様式）
- ・業務実績調書（任意様式）

地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績（業務名、発注者名、履行期間、履行内容）を記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年7月3日(金)

(4) 提出先

※末尾に記載のとおり

(5) 提出方法

受付時間中（9:00～16:00、土・日は除く）に西尾市福祉課に持参または郵送にて提出（必着）すること。

※郵送の場合は、追跡可能なものとする（レターパックや書留など）。

(6) 参加資格確認通知書の発送日

令和8年7月6日(月)

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式第5号）

別紙1「第8期西尾市障害福祉計画・第4期西尾市障害児福祉計画策定業務委託仕様書委託仕様書」に基づき、応募者としての業務方針やアピールポイントを明記すること。体裁としては、A4判で両面印刷とし、表紙・目次等を除いた本文で両面印刷20頁以内とすること。

②会社概要（任意様式）

③業務実施体制調書（任意様式）

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務の分担内容等について記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

④業務実績調書（任意様式）

地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績（業務名、発注者名、履行期間、履行内容）を記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

⑤見積書

⑥見積積算内訳（任意様式） 1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

⑦業務工程表（任意様式） 1枚に記載しきれない場合は複数枚可。

(2) 提出部数

上記①～⑦を1つに綴じ、7部（正本1部、副本6部）を提出すること。

(3) 提出期限

令和8年7月10日(金) 午後4時まで

(4) 提出先

※末尾に記載のとおり

(5) 提出方法

受付時間中（9:00～16:00、土・日は除く）に西尾市福祉課に持参または郵送にて提出（必着）すること。

※郵送の場合は、追跡可能なものとする（レターパックや書留など）。

9 委託先の選定等

(1) 選定方法

提出された企画提案書等のみを使用したプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(2) 審査方法

選定委員をもって企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に

評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。

なお、応募多数の場合は、事務局による第一次審査を行う場合がある。

(3) プレゼンテーション開催日（予定）

令和8年7月15日(水) ※詳細は後日案内する。

(4) 説明者

説明を行う者は、本業務を実際に行う予定である担当者を含むものとする（参加人数は3名以内とする）。

(5) 説明時間

1 提案者30分程度とし、概要等説明20分、質疑応答10分とする。

(6) プレゼンテーションの方法

事前に提出された企画提案書を用いて行うこと。

なお、投影する場合は、プロジェクター、スクリーンは市が用意するが、パソコン（HDMI接続が可能なもの）は企画提案者が用意すること。

(7) 審査基準

別紙2「第8期西尾市障害福祉計画・第4期西尾市障害児福祉計画策定業務にかかる公募型プロポーザル評価要領」に基づき審査を実施する。

なお、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が評価基準から妥当であると認められるときは、その事業者を委託候補者とする。

(8) 審査結果

審査結果通知書の発送日（電子メールにて通知） 令和8年7月17日(金)

審査結果通知後に西尾市ホームページで公開する。

なお、審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。また、審査の経緯・内容に関する問い合わせは、一切回答しない。

10 契約の締結

上記9により選定された者を委託候補者として交渉を行い、契約を締結する。契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。

なお、委託候補者が契約の締結を辞退したとき、契約に向けての協議が不調に終わった場合等は、評価基準により順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。

11 その他の事項

(1) 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがある。

(2) 企画提案書等の作成、郵送等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

12 書類提出・問合せ先

西尾市健康福祉部福祉課 障がい福祉担当

住所 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田2番地

電話 (0563) 65-2115 FAX (0563) 56-0112

Eメール shogai@city.nishio.lg.jp

様式第1号（第10条関係）

参加資格申請書

年 月 日

（宛先）西尾市長

住所
商号又は名称
代表者名

下記の業務（プロポーザル方式）に参加を希望するため、関係書類を提出します。
なお、参加資格要件を満たしていること及び提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名 第8期西尾市障害福祉計画・第4期西尾市障害児福祉計画策定業務

提出書類 （実施要領により指定されたもの）

連絡先
所属
氏名
電話
FAX

（公募）

様式第5号（第13条関係）

企 画 提 案 書

年 月 日

（宛先）西尾市長

住所
商号又は名称
代表者名

下記の業務について、別添のとおり企画提案書を提出します。

記

業務名 第8期西尾市障害福祉計画・第4期西尾市障害児福祉計画策定業務

提出書類

連絡先
所属
氏名
電話
FAX

別紙 1

第 8 期西尾市障害福祉計画・第 4 期西尾市障害児福祉計画策定業務仕様書

第 1 総則

1 委託業務名

第 8 期西尾市障害福祉計画・第 4 期西尾市障害児福祉計画策定業務

2 目的

障害者の重度化と高齢化が進む中で福祉ニーズは複雑多様化しており、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行や親なき後を見据えた支援体制の構築、障害者の生活の経済的な安定と生きがいつくりのための就労支援、障害児の成長過程にあわせた支援体制の構築など、誰もが地域で安心して生活できる社会の実現が求められている。

本業務は、令和 8 年度を目標として策定された第 7 期西尾市障害福祉計画及び第 3 期西尾市障害児福祉計画について、社会的な動向を踏まえながら、令和 9 年度から 11 年度までを計画期間とする次期障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 2 第 8 期西尾市障害福祉計画

4 業務名

第 8 期西尾市障害福祉計画策定業務

5 目的

本業務は、『第 7 期西尾市障害福祉計画』の計画期間の満了を踏まえ、それぞれの地域に内在するさまざまな生活課題や福祉ニーズ、社会資源（社会福祉資源）について総合的な観点から再検討するとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法など関係する法令等との整合性を図りながら、「西尾市障害者計画」など諸計画に基づく具体的な福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標などをとりまとめることを目的とする。

6 業務委託内容

(1) 地域の基本特性等現況把握調査

市が提供する基礎資料及び関係データ、または国の公表資料等を使用し、次の現状と動向を整理する。

- ・西尾市の社会資源の点検及び把握
- ・上位計画との整合性
- ・過去の計画及び関連する各種計画、既存資料などの分析及び現状把握
- ・上記を踏まえた主要課題の整理

(2) 団体ヒアリング調査

計画策定に反映させるため、関係団体ヒアリングを実施するにあたり、資料作成、事務局の実施支援、課題の整理及び取りまとめ等を行う。(団体数：7団体程度)

(3) 住民ニーズの把握調査

住民1,500人(無作為抽出)を対象として実施するアンケート調査のアンケート案の作成、結果の取りまとめ、福祉サービス、相談支援事業、地域生活支援事業に対するニーズや課題の整理及び取りまとめ等を行う。

① 集計分析の方法：単純集計・分析、属性別クロス集計・分析、その他必要と判断される集計

② 委託業務内容：調査結果の入力、集計、分析、とりまとめ、調査結果報告書の作成
※ニーズ調査に係る費用として、アンケート票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、調査対象者の抽出、宛名ラベルの作成、発送及び回収に係る費用は、西尾市の負担とする。

(4) 計画課題の整理

(1)～(3)の各種調査結果を踏まえ計画の課題の整理(ニーズとデマンドの整理)を行う。

(5) 障害福祉計画素案の作成

計画課題を踏まえて、福祉サービス見込量と見込量の確保のための方策をまとめた骨子案を作成するとともに、骨子案の検討結果を踏まえて、素案を作成する。

(6) パブリックコメントの実施支援

障害福祉計画素案についてパブリックコメントを実施するにあたり、ホームページ公表用ファイルを作成するとともに、寄せられた意見への回答作成について助言等を行う。

(7) 計画内容の最終修正と成果品の納品

パブリックコメントで寄せられた意見や策定委員会等における検討結果を踏まえ、計画内容全体の補修正作業を実施し、計画内容の確定まで作業を行い、成果品とする。

(8) 計画策定委員会等の運営支援

本計画の策定にあたって設置する「西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定委員会」の運営において、各回における議題案の設定支援や会議資料作成支援を行うとともに、必要に応じて会議に出席する。開催は合わせて4回を予定する。

(9) 例規整備に関する情報提供支援

国の動きに応じて条例改正の必要が生じた場合、法改正の情報の提供を行う。

7 成果品

- ・ 障害福祉計画アンケート調査結果報告書 当該電子データ 一式
- ・ 障害福祉計画ヒアリング結果報告書 当該電子データ 一式
- ・ 障害福祉計画 当該電子データ 一式
(障害児福祉計画とまとめて製本)

8 その他

本仕様書に記載のない事項については、協議により決定する。

第3 第4期西尾市障害児福祉計画

9 業務名

第4期西尾市障害児福祉計画策定

10 目的

本業務は、『第3期西尾市障害児福祉計画』の計画期間の満了を踏まえ、障害児の生活課題や福祉ニーズ、社会資源について再検討するとともに、関係する法令等との整合性を図りながら、具体的な福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標などをとりまとめることを目的とする。

11 業務委託内容

(1) 地域の基本特性等現況把握調査

第8期障害福祉計画の策定にあわせ、次の現状と動向を整理する。

- ・ 西尾市の社会資源の点検及び把握
- ・ 上位計画との整合性
- ・ 過去の計画及び関連する各種計画、既存資料などの分析及び現状把握
- ・ 上記を踏まえた主要課題の整理

(2) 団体ヒアリング調査

計画策定に反映させるため、関係団体ヒアリングにあたり、資料作成、事務局の実施支援、取りまとめ等を行う。(団体数：5団体程度)

(3) 住民ニーズの把握調査

第8期障害福祉計画の策定にあわせて実施する障害児通所支援事業利用者600人を対象としたアンケート調査のアンケート案の作成、結果の取りまとめ、福祉サービス等に対するニーズや課題の整理及び取りまとめ等を行う。

- ①集計分析の方法：単純集計・分析、属性別クロス集計・分析、その他必要と判断される集計
- ②委託業務内容：調査結果の入力、集計、分析、取りまとめ、調査結果報告書の作成
※ニーズ調査に係る費用として、アンケート票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、

調査対象者の抽出、宛名ラベルの作成、発送及び回収に係る費用は、西尾市の負担とする。

(4) 計画課題の整理

(1)～(3)の各種調査結果を踏まえ計画の課題の整理（ニーズとデマンドの整理）を行う。

(5) 障害児福祉計画素案の作成

障害福祉計画骨子案、素案の作成にあわせ、障害児福祉計画部分を作成する。

(6) パブリックコメントの実施支援

障害児福祉計画部分の素案について、パブリックコメントを実施するにあたり、ホームページ公表用ファイルを作成するとともに、寄せられた意見への回答作成について助言等を行う。

(7) 計画内容の最終修正と成果品の納品

パブリックコメントで寄せられた意見や策定委員会等における検討結果を踏まえ、計画内容全体の補修正作業を実施し、計画内容の確定まで作業を行い、成果品とする。

(8) 計画策定委員会等の運営支援

障害福祉計画の策定にあたり開催する策定委員会の運営にあたり、障害児福祉計画部分の議題案の設定支援や会議資料作成支援を行う。

(9) 例規整備に関する情報提供支援

国の動きに応じて条例改正の必要が生じた場合、法改正の情報の提供を行う。

1 2 成果品

- | | | |
|------------------------------|---------|----|
| ・ 障害児福祉計画アンケート調査結果報告書 | 当該電子データ | 一式 |
| ・ 障害児福祉計画ヒアリング結果報告書 | 当該電子データ | 一式 |
| ・ 障害児福祉計画
(障害福祉計画とまとめて製本) | 当該電子データ | 一式 |

別紙 2

第 8 期西尾市障害福祉計画・第 4 期西尾市障害児福祉計画策定業務に関する
公募型プロポーザル評価要領

- 1 選定委員 健康福祉部長（委員長）、健康福祉部次長、福祉課主幹、
障がい福祉担当 課長補佐、主任主査 2 名

2 評価基準

評価項目	評価・着眼点	配点	比重
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制、担当責任者が明確化され、適切な人員配置がなされているか。 ・障害福祉計画、その他類似計画等の策定実績が十分であるか。 	5 点	× 1
計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート、関係団体ヒアリング、障害福祉計画の策定、障害児福祉計画策定の工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実現可能であるか。 	5 点	× 1
	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の負担軽減となるような工夫ある提案が示されているか。 	5 点	× 1
	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の現状、特性、将来見通し、環境変化等を把握し、掲げるべき基本的な考え方や手法が示されているか。 ・広域的視点からの検討が示されているか。 	5 点	× 2
	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の国が示す指針を踏まえた課題の検討が示されているか。 	5 点	× 1
	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に有益な提案が示され、それらが実現可能であるか。 	5 点	× 2
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・わかり易く、説得力があるか。（信頼性） ・取組み意欲が高く、熱意が感じられるか。（取組姿勢） ・知識、経験に裏付けられた、実現性のある提案であるか。（実現性） 	5 点	× 1
見積額	（各提案者の価格のうち最低額／提案者の価格） × 5 点 ※小数点以下四捨五入	5 点	× 1
合 計		5 0 点	

※最低基準点は 3 0 点とする